

令和元年度 12月補正予算案について

令和元年 11 月 13 日

千葉県総務部財政課

043-223-2076

< 12月補正予算案の特徴 >

- ◎ 12月補正予算では、台風15号・19号及び10月25日の大雨被害からの本格的な復旧・復興に向けて、
- ・ 一部損壊の住宅への支援など被災者の生活再建
 - ・ 農林漁業者や中小企業の事業再開に向けた支援
 - ・ インフラや学校施設等の復旧
- などに係る経費を計上しました。
- ◎ また、国内外で発生している豚コレラなどの家畜伝染病に対して、県内での発生防止に向けた緊急対策を実施します。
- ◎ さらに、人事委員会勧告に基づく職員の給与改定を行うために人件費を増額するほか、適正な工期を確保するための繰越明許費及び、来年度以降の事業の早期執行を図るための債務負担行為を設定します。

がんばろう！千葉

千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

I 補正予算規模（一般会計）

498億66百万円（補正後予算額 1兆8,201億4百万円）

【歳出内訳】

1 台風15号・19号及び大雨被害からの復旧・復興 470億42百万円

（1）被災者の生活再建支援	38億53百万円
（2）産業の再開支援	306億20百万円
（3）社会福祉施設等の復旧支援	7億34百万円
（4）インフラの復旧	100億66百万円
（5）県有施設の復旧	17億69百万円

2 その他 28億24百万円

人事委員会勧告に係る人件費の補正 等

【歳入内訳】

- ・ 地方譲与税 12 億円（ 966 億 30 百万円→ 978 億 30 百万円）
（地方法人特別譲与税）
- ・ 地方特例交付金 8 億 87 百万円（ 80 億 2 百万円→ 88 億 89 百万円）
- ・ 寄附金 1 億 23 百万円（ 6 百万円→ 1 億 29 百万円）
（台風被害への支援に対する、企業や個人からの寄附金）
- ・ 分担金負担金 68 百万円（ 78 億 29 百万円→ 78 億 97 百万円）
（河川改良費負担金、砂防費負担金）
- ・ 国庫支出金 195 億 95 百万円（1,659 億 56 百万円→1,855 億 51 百万円）
（農業用ハウス等再建支援、農協等共同利用施設等災害復旧、県立学校災害復旧 等）
- ・ 県債 35 億 80 百万円（1,893 億 87 百万円→1,929 億 67 百万円）
（災害復旧事業債、道路事業債、河川海岸事業債、治山事業債 等）
- ・ 繰入金 244 億 13 百万円（ 343 億 7 百万円→ 587 億 20 百万円）
（災害復興・地域再生基金）

Ⅱ 12月補正予算案の主な施策

1 台風15号・19号及び大雨被害からの復旧・復興

(1) 被災者の生活再建支援

○ 被災された方の早期の生活再建を支援するため、これまで支援制度の対象外であった一部損壊の住宅の修理費用について、国の制度を活用した助成と併せ、上限額の上乗せや補助対象の拡充など、県独自の支援を行います。

また、住家が全壊するなど住まいを失った方に対し、応急仮設住宅として、県で民間賃貸住宅を借り上げます。

○ 被災市町村に対する物資の供給や自衛隊への災害派遣要請など、応急復旧活動に要した費用を計上します。

○ 死亡した方の遺族や負傷した方、住居が全壊した世帯に対し、弔慰金・見舞金を支給します。

○ 休校を余儀なくされた学校において、児童・生徒の補習授業の実施等のために必要となるスクール・サポート・スタッフを追加で配置します。

・一部損壊の住宅への支援【新規】	3,200,000千円（6頁）
・応急仮設住宅の借上げ【新規】	64,000千円（7頁）
・物資輸送等応急復旧活動経費	490,000千円（7頁）
・災害弔慰金・見舞金	80,000千円（7頁）
・スクール・サポート・スタッフ配置事業	19,100千円（8頁）

(2) 産業の再開支援

- 被災した農業用ハウス等の施設の再建・修繕や撤去費への助成について、農業者負担を軽減するため、従来よりも県の補助率を上乗せするとともに、復旧に併せてハウスを強化・補強する経費についても新たに支援します。

また、農林業共同利用施設や卸売市場の復旧・整備費用について支援します。

- 畜舎の被災や長期の停電等の影響により、死亡・廃用となった家畜について、新たに導入する経費に対し、県単独で助成します。
- 漁協等に対し、被災した水産業共同利用施設の復旧費用について、国の補助に上乗せして支援します。また、国の補助の対象とならない施設や漁具・種苗についても、県単独で助成します。
- 中小企業に対し、事業活動の再開に向けた施設修繕費や備品費等について、新たに支援します。また、商店街の施設・設備の復旧費用について助成します。
- 被災地域の復興を支援するため、県産農林水産物の販売促進フェアや観光プロモーションなど、「がんばろう！千葉」キャンペーンを実施します。また、旅行・宿泊料金の割引の支援を行います。

・被災農業施設等復旧支援事業【新規】	23,840,500千円（9頁）
・農林業共同利用施設災害復旧事業補助金【新規】	195,500千円（9頁）
・被災産地施設支援事業【新規】	916,025千円（10頁）
・被災畜産業緊急支援対策事業【新規】	229,732千円（10頁）
・水産業共同利用施設災害復旧事業【新規】	198,447千円（11頁）
・水産関連施設等復旧緊急対策事業【新規】	314,338千円（11頁）
・千葉県中小企業復旧支援事業【新規】	3,200,000千円（12頁）
・商店街復旧支援事業【新規】	20,000千円（12頁）
・「がんばろう！千葉」キャンペーン事業【新規】	88,400千円（12頁）
・千葉県宿泊支援事業【新規】	500,000千円（12頁）

(3) 社会福祉施設等の復旧支援

- 障害者支援施設や特別養護老人ホームなど、社会福祉施設の復旧費用について助成します。
- 被災した私立学校の教育環境の復旧を支援するため、建物の修繕等に要する経費について、県単独で助成します。
- 国・県指定文化財の修繕や再建工事等に要する費用について、助成します。

・社会福祉施設等災害復旧事業【新規】	455,750千円（13頁）
・私立学校施設災害復旧支援事業【新規】	50,000千円（13頁）
・被災文化財再建支援事業【新規】	227,690千円（13頁）

(4) インフラの復旧

- 道路や港湾などの土木施設の復旧や、大規模な地すべりのあった箇所の緊急対策工事を実施します。また、倒木や土砂、海岸漂着物の撤去など応急対策に要した費用を計上します。
- 倒木や崩落が発生した林道、土砂災害等が発生した山地、また被災した漁港施設を復旧します。

・公共土木施設災害復旧等事業	4,400,000千円（14頁）
・災害関連緊急砂防対策事業	500,000千円（14頁）
・災害関連応急対策事業	3,560,950千円（14頁）
・林道施設災害復旧事業	472,500千円（15頁）
・治山施設災害関連事業	892,000千円（15頁）
・漁港災害復旧事業	194,100千円（15頁）

(5) 県有施設の復旧

- 県立学校や社会教育施設、警察・交通安全施設など、被害を受けた県有施設を復旧します。

・ 県立学校災害復旧事業【新規】	1,110,000千円 (16頁)
・ 社会教育施設等災害復旧事業【新規】	105,380千円 (16頁)
・ 警察施設復旧事業【新規】	66,000千円 (16頁)
・ 交通安全施設復旧事業【新規】	89,000千円 (17頁)
・ 県有施設復旧事業【新規】	398,553千円 (17頁)

2 その他

- 豚コレラなどの家畜伝染病の発生防止のため、養豚農家が行う防護柵等の設置費用について、国の補助に上乗せして支援します。
- 人事委員会勧告に基づく給与改定や、災害対応に係る時間外勤務手当等について、所要額を計上します。

・ アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業【新規】	495,000千円 (18頁)
・ 人件費	2,321,973千円 (18頁)

Ⅲ 主要事項

1 台風15号・19号及び大雨被害からの復旧・復興

(1) 被災者の生活再建支援

○一部損壊の住宅への支援【新規】(建築指導課) 3,200,000 千円

被災された方の早期の生活再建を支援するため、これまで支援制度の対象外であった一部損壊の住宅の修理費用について、国の制度を活用した助成と併せ、上限額の上乗せや補助対象の拡充など県独自の支援により、最大で50万円を助成します。

[補助対象] 被災した屋根・外壁等の修理費用

1. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊10%以上の場合

- ・修理費が150万円を超える分について、20% (20万円) を上限に支援

災害救助法の応急修理とあわせて、最大50万円

(補助率) 県 8/10、市町村 2/10

※修理費150万円以下の分については、災害救助法の応急修理により、最大30万円まで国と県が協調して補助 (補助率: 国 1/2、県 1/2)

2. 災害救助法適用地域の被災住宅で一部損壊10%未満 及び 災害救助法適用外地域の一部損壊住宅の場合

(1) 国交付金の対象となる修理

国交付金を活用し、修理費の20% (30万円) を上限に支援するとともに、修理費が150万円を超える場合については、県独自で最大20万円を上乗せ

(補助率) 修理費150万円以下: 国 5/10、県 3/10、市町村 2/10

修理費150万円超 : 県 8/10、市町村 2/10

(2) 国交付金の対象とならない修理

修理費の20% (50万円) を上限に県独自に支援

(補助率) 県 8/10、市町村 2/10

※(1) と (2) の併用可能。ただし、あわせて最大50万円が上限

○応急仮設住宅の借上げ【新規】（住宅課）

64,000千円

災害救助法に基づく応急仮設住宅として、県が民間賃貸住宅を借上げます。

[借上戸数] 74戸を予定

○物資輸送等応急復旧活動経費（防災政策課・危機管理課）

490,000千円

被災市町村の避難所運営に必要な物資の供給や自衛隊への災害派遣要請など、応急復旧活動に要した経費を計上します。

[主なもの]

- | | |
|--------------|-----------|
| ・被災市町村への物資供給 | 400,000千円 |
| ・自衛隊への災害派遣要請 | 40,000千円 |

○災害弔慰金・見舞金（防災政策課）

80,000千円

災害により死亡した方の遺族や負傷した方、住居が全壊した世帯に対し、弔慰金・見舞金を支給します。

[支給額] 弔慰金：死亡した方の遺族 1人につき510万円（生計維持者以外は260万円）

見舞金：重傷者 1人につき3万円、住家全壊 1世帯につき10万円

○スクール・サポート・スタッフ配置事業（教職員課）

19,100千円

（既定予算とあわせ 132,100千円）

休校を余儀なくされた学校において、児童・生徒の補習授業を行うなどのため必要となる
スクール・サポート・スタッフを追加で配置します。

〔配置予定校〕 小・中学校 25校 特別支援学校 5校

〔業務内容〕 授業準備、校内掲示物の作成、会議の準備 等

〔負担割合〕 国1/3 県2/3